

軽自動車の減免(早見表)

軽自動車税（種別割）の減免の対象となる方は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる方です。

障害の区分		障がいの程度	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
	上肢不自由	1級及び2級	
	下肢不自由	1級～6級までの各級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能	1級及び2級 1級～6級までの各級
	【内蔵】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		1級及び3級
	肝臓機能障がい		1級～3級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい		1級～3級までの各級
戦傷病者手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項までの各項症	
	聴覚障がい	特項及び1項～4項までの各項症	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項までの各項症	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
	上肢不自由	特項及び1項～3項までの各項症	
	下肢不自由	特項及び1項～6項までの各項症、1款～3款までの各項症	
	体幹不自由	特項及び1項～6項までの各項症、1款～3款までの各項症	
	【内蔵】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		特項及び1項～3項までの各項症
療育手帳		A1、A2	
精神障害者保健福祉手帳		1級	